

論点整理（案）

1 契約率等の算定の母数となる世帯数等の推計方法について

(1) 推計方法の見直しの基本的視点

- 現在のNHKによる世帯数等の推計は、公的統計を基にしつつも、NHKの独自調査等を利用することにより実施されている。
- 契約率や支払率は、国民間の負担の公平性を示す重要な指標であり、可能な限り正確なもの、国民視聴者にとって分かりやすいものである必要がある。
- ◎ 受信料の支払の対象となる世帯数・事業所（の部屋）数を直接把握することのできる公的統計がない以上、契約率等の算定の母数となる契約率、支払率を推計によって求めることはやむを得ないが、可能な限り正確なものとするためにはどのような考え方が適切か、例えば、以下のような視点から考えることができるのではないか。
 - ア 公的統計が活用できる推計プロセスには、公的統計を用いるべきではないか。
 - イ 活用可能な公的統計が複数ある場合には、契約率、支払率を把握することの目的との親和性を考慮すべきではないか。
 - ウ 公的統計を活用できない推計プロセスについても、合理的な調査を用いるべきではないか。
 - エ ただし、公的統計によらない調査を用いて行う推計プロセスはできるだけ少なくするべきではないか。

(2) 世帯における契約対象世帯数の推計方法について

① 推計の基礎となる統計の見直しの必要性

- 現在の推計は国勢調査を基に行われているが、国勢調査は5年に一度行われるものであるため、調査が行われない年の世帯数の増加を推計により補正する必要がある。
- この時期補正は「日本の世帯数の将来推計」（国立社会保障・人口問題研究所）の「一般世帯数」の増加率を国勢調査の「総世帯数」に適用する方法により行われているが、平成12年国勢調査をこの補正方法により補正した結果、平成17年時点で誤差が生じた。このため、NHKは、本年3月末、平成17年国勢調査の結果を母数の推計に利用することとした際に、時期補正により生じた誤差を約33万世帯プラス補正している。
- また、平成12年国勢調査に基づき、平成15年10月に推計された「日本の世帯数の将来推計」では、平成17年10月以降の世帯数の増加率が大幅に逶減すると結果になっているが、住民基本台帳の実績値ではこうした逶減傾向が表れておらず、平成22年国勢調査の結果を母数の推計に利用する際に時期補正により生じた誤差を大幅に補正する必要がある可能性がある。
- ◎ したがって、契約率等の算定の母数の正確性や連続性を確保するため、推

計の基礎となる統計が見直されるべきではないか。

- ◎ また、国勢調査では、寮・寄宿舎の学生、社会施設の在居者等を「一般世帯」とは区別し、「施設等の世帯」として棟ごとに1世帯として計上しているため、現在の推計では「施設等の世帯」に含まれるこれらの受信契約対象者の数について、公的統計を基に補正を行っている。しかし、母数の正確性を確保するため、補正をせずにこうした受信契約対象者を把握することができるのであれば、そうした方法を選択することがより適当ではないか。

② 推計の基礎となる統計の見直し

- ◎ 国勢調査と並んで「総世帯数」の推計に利用できる統計としては、住民基本台帳に基づく世帯数がある。この統計を活用して以下のような見直しを行っていくことは考えられないか。

案の1 推計の基礎となる統計を国勢調査ではなく、住民基本台帳に基づく世帯数とする方法

案の2 推計の基礎となる統計は国勢調査のままとし、統計が行われない5年間の世帯増を「日本の世帯数の将来推計」ではなく住民基本台帳に基づく世帯数の増加率によって推計する方法

○総世帯数の推計に係る案の1、案の2のメリット・デメリット

	現在の推計方法 〔利用する統計〕 ベース：国勢調査 増加率：「日本の世帯の将来推計」	案の1 〔利用する統計〕 ベース：住民基本台帳 増加率：住民基本台帳	案の2 〔利用する統計〕 ベース：国勢調査 増加率：住民基本台帳
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 公的統計を用いた推計である。 世帯の定義は受信規約とほぼ同様。 調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査であり、信頼性が高いとの指摘がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 公的統計の統計値をそのまま利用。 世帯の定義は受信規約とほぼ同様。 	<ul style="list-style-type: none"> 公的統計を用いた推計である。 世帯の定義は受信規約とほぼ同様。 調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査であり、信頼性が高いとの指摘がある。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 公的統計を使わずに時期補正をしており、その誤差を5年に一度補正する必要がある。 時期補正の増加率は、平成12年国勢調査を基にしたものである。 「施設等の世帯」を推計により補正する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人のみの世帯の数を新たに補正する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ベースとなる統計と増加率として利用する統計とが異なり、誤差を生む可能性がある（ただし、増加率は実績値を使用）。 「施設等の世帯」を推計により補正する必要がある。
備考		<ul style="list-style-type: none"> 現在の推計方法を抜本的に変更するものであり、連続性が失われるおそれがある。 	
母数の推計値 (H19.3末現在)	5,055万世帯	約5,290万世帯 (試算)	約5,150万世帯 (試算)

※母数の推計値のうち「(試算)」とあるものについては、別宅に係る追加的な補正(P.8(3)①)を行っている。

③ その他

ア 別宅等に係る追加的な補正

- 現在のNHKの推計方法は、国勢調査上で施設等の世帯として計上されている寮・寄宿舎等の学生について補正を行っているが、同様に施設等の世帯として計上されている公的老人ホームについて補正していない。
- また、別荘については住宅・土地統計調査を用いて補正を行っているが、別宅については補正を行っていない。
- ◎ これらのうち寮・寄宿舎の学生等及び公的老人ホームについては、上記案の1を採用する場合には補正不要となるが、推計の基礎となる統計を国勢調査とする案の2を採用する場合には補正を行うことが適当ではないか。また、別荘及び別宅については、受信規約との親和性の観点から補正が必要であり、現在補正を行っていない別宅について追加的な補正を行うことが適当ではないか。

イ 住宅着工件数の活用可能性

- ◎ 住宅着工件数の増加は直近の世帯数の増加傾向を示す指標とはなり得るが、このうち既存世帯が移転するものと移転に伴い新たに世帯が形成されるものとの正確な比率を把握することは困難であるため、住宅着工件数を直近の世帯数の増加数を推計する際に直接に活用することは困難である。しかし、新規世帯の増加は、住民登録により、住民基本台帳に基づく世帯数の増加に反映されているものと考えられることから、住民基本台帳に基づく世帯数の統計を推計の基礎となる統計として活用することにより、世帯の増加数を把握することが可能ではないか。

ウ テレビ故障世帯数等に係る補正

- ◎ NHKの独自調査である「受信契約状況状態調査」の結果を活用してテレビが故障している世帯数、長期不在となっている世帯数などを控除する推計プロセスについては、テレビ普及世帯数を求める推計プロセスの中で本来控除されるべきものと考えられるため、NHKにおいて、法令や受信規約との親和性を念頭に置きつつ、推計プロセスの改善を行うことが適当ではないか。

(3) 事業所における契約対象件数の推計方法について

① 事業所における契約対象件数の推計方法の見直しの必要性

- 受信規約は、事業所等住居以外の場所について、設置場所ごと（部屋ごと）の契約締結を原則としている。現在の推計は、事業所を「ホテル・旅館」、「病院」、「その他」に分類し、公的統計（事業所・企業統計調査）に基づくそれぞれの事業所数にNHKの独自調査による一事業所当たりのテレビ平均設置室数を乗ずることにより行われている。
- 現在の推計によれば、全国に約5.9万あるホテル・旅館の平均テレビ設置室数は約13.9室であり、テレビ設置室数の合計は、約80万室とされている。

一方、厚生労働省の統計（平成 17 年衛生行政業務報告例）によれば、平成 18 年 3 月 31 日現在、ホテル営業と旅館営業の客室数の合計は約 155 万室であり、NHKの推計はこれと大きく乖離している。

② 事業所における契約対象件数の推計方法の見直し

- 研究会では、第 4 回会合において、ホテル関係の有識者や事業者団体等からの公開ヒアリングを実施した。その中で、ホテル関係有識者からは、(ア) 上記厚生労働省の統計は、概ねホテル・旅館の客室数に等しいこと、(イ) 旅館・ホテルの客室内にテレビを備えていない施設は想定し得えない一方、複数のテレビが設置されているスイートルームの客室数全体に占める割合は極めて低いと考えられること、(ウ) したがって、ホテル・旅館におけるテレビ設置室数も概ね同程度と考えられること、(エ) なお、ホテルに近い業種であるウィークリーマンションは、全国で 1 万室程度ではないかと思込まれること等が指摘された。
- これについて、NHKからは、公的統計の差異がこうした差につながっているとの説明があったが、NHKの推計は公的統計（事業所・企業統計調査）と独自調査結果を組み合わせた推計を行っているものであり、許可に基づく報告値の積み上げである厚生労働省の統計値の方が信頼性が高いのではないかと。
- また、NHKは、厚生労働省統計で把握されている企業の保養所やウィークリーマンションなど現在の推計方法では「その他」の事業所に含めている施設の数も推計することは困難であり、この統計を活用することはできないとしているが、これらの施設における客室数では、約 80 万室、約 155 万室という推計結果と公的統計との差異を説明しきれないのではないかと。
- ◎ 以上より、ホテル・旅館におけるテレビ設置室数の推計結果は実態を反映しているものとは認められず、今後、NHKにおいて、ホテル・旅館におけるテレビ設置室数の推計方法について、厚生労働省統計を利用することによる抜本的見直しを行い、母数推計の正確性を確保することが必要ではないかと。

(4) その他

① NHKの独自調査

- ◎ NHKの独自調査である「受信契約状況実態調査」における同居型世帯数を推計するための調査方法や同じくNHKの独自調査である「法人・事業所契約実態調査」における純粋事業所数、テレビ設置事業所数及びテレビ設置平均室数については、公的統計がなく独自調査を行っているのが実態であるが、これらの推計値の母数全体に与える影響の大きさにかんがみ、法令及び受信規約との親和性が高まるよう調査における質問項目を見直すなど不断の見直しを行うことが望ましいのではないかと。ただし、見直しに際しては、調査コストと正確な推計を行うこと効果とを見極める必要があるのではないかと。

② 推計方法等の公表

- ◎ また、契約率等が公平負担を示すための重要な指標であることにかんがみ、今後、NHKにおいて、推計方法、年次又は月次の受信契約の状況などの基礎的データを自主的に公表するなど透明性を高めるための取り組みについて検討すべきではないか。

2 NHKにおける受信料体系の見直しについて

(1) 新たな受信料体系について

- 受信料体系の見直しについては、敷地内の設置場所全数分を支払うときのみ、衛星契約、地上契約ともに、敷地内の2契約め以降の受信料を半額程度とする新たな事業所割引の平成20年度中の導入が本年2月に明らかにされているほか、世帯を含む受信料体系全体の考え方を本年9月末までに取りまとめることとされている。
- 研究会では、第4回会合において、ホテル・旅館業界、病院におけるレンタルテレビ業界などの関係者からの公開ヒアリングを実施した。
- この中で、ホテル・旅館業界団体からは、NHKが検討中の事業所の受信料体系の見直しについて、二契約目以降半額程度とする割引では負担感の重さは解消されないため、大口利用者に対する負担を英国と同程度とするよう要望書を提出していることが明らかにされた。
- また、病院におけるレンタルテレビ業界団体からは、加盟事業者が設置する全国約4,300の病院における約60万台のレンタルテレビの受信料について、業界団体が支払を一括して行うことにより、現在は病院ごとに行っているNHKの集金業務を集約し、そのコスト削減効果を大口割引として還元することができるのではないかと考え方が示された。
- また、NHKからは検討中の受信料体系の見直しに関する考え方を聴取したが、以下のア～エに掲げる事項については、十分な説明がなされたとは認められない。
 - ア 「半額程度」という割引率の妥当性
 - イ 新たな事業所割引と公平負担との関係
 - ウ 新たな事業所割引が受信料収入に及ぼす影響
 - エ 「設置場所全数分」を契約しているか否かの確認方法

(2) 受信料体系の見直しの検討の視点

- ◎ そもそも受信料は視聴の有無に関わらず国民が公共放送たるNHKの業務の維持運営のための経費を負担するものであるため、サービスの対価と位置付けられる他の料金とは性格が異なるものである。こうした性格を持つ受信料の負担の公平性を図るためにはどのような基準を用いればよいか。
- ◎ 世帯や事業所の社会的実態等を勘案しつつ、複数の要素に検討を加え総合的な判断がされるべきものではないか。その際、例えば、以下のような要素について検討されるべきではないか。
 - ア 従来の受信料体系改定の考え方との整合的であるか
 - イ 一部の者への割引の導入により他者の負担に過剰な負担を強いる結果とはならないか
 - ウ 割引を導入することにより受信料収入が減収となり、公共放送の質が低下

することにはならないか

エ 割引を導入することにより不公平感の解消が図られ、契約率、支払率が上昇することにつながるものであるか

- ◎ 現在検討中の受信料体系の見直しも含め、受信料体系の改定に先立っては、NHKにおいてパブリックコメントなどの国民視聴者の意見を聴取する機会を設ける必要があるのではないか。また、これを踏まえ最終的に受信料体系の改定を公表する際には、パブリックコメントにおける国民視聴者の意見、第4回のヒアリングで示された意見・要望を含め日ごろからNHKに届いている様々な意見・要望に対するNHKの考え方を明らかにすべきではないか。

3 衛星受信料体系について

(1) 衛星受信契約の現状と課題

① マンション等の集合住宅における衛星受信契約の現状と課題

ア マンション等の集合住宅において、各戸ごとにアンテナを取り付けなくても建物自体に衛星放送を受信することのできる共同受信施設が整備されつつあるという住環境の変化、

イ いわゆる薄型テレビの多くに内蔵されている三波共用受信機の普及によって、地上契約を締結している薄型テレビの所有者が、衛星放送を受信することのできる環境を整備している集合住宅に転居することにより、衛星放送を受信することのできる環境に置かれ、その結果、衛星契約の締結、衛星付加受信料（945 円／月）の支払いを義務付けられる事例が生じている。

② ケーブルテレビネットワークにおける衛星受信契約の現状と課題

ア 地方自治体等が整備するケーブルテレビネットワークが光化されたことにより、ケーブルテレビの運営者が、加入者側で（セットトップボックスなどの）特別な機器を取り付けなくても衛星放送を受信することのできる伝送方式（BS-I F 伝送方式）を採用し得るようになりつつあるというケーブルテレビシステムの高度化、

イ いわゆる薄型テレビの多くに内蔵されている三波共用受信機の普及によって、地上契約を締結している薄型テレビの所有者が、ケーブルテレビの伝送方式の変更により、衛星放送を受信することのできる環境に置かれ、その結果、衛星契約の締結、衛星付加受信料（945 円／月）の支払いを義務付けられる事例が生じている。

(2) 問題点の所在

- 受信規約第1条第2項は、地上系によるテレビジョン放送（地上放送）のみを受信できる受信機を設置した者は地上契約を、衛星系によるテレビジョン放送（衛星放送）を受信できる受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならないと規定している。
- NHKは、この規定に基づき、三波共用受信機を保有する受信者が衛星放送を受信し得る共有アンテナを備えるマンション等の集合住宅に入居したとき等は、アンテナ端子と受信機側の接続端子とを接続していない場合であっても、衛星放送を受信することのできる受信機を設置した者として取り扱っている。したがって、従来は地上契約を締結していた者の場合は、新たに衛星契約を締結し、衛星付加受信料（945 円／月）を追加的に支払わなければならないこととしている。
- すなわち、集合住宅への転居等により受動的に衛星放送を受信できる受信環境を構築された場合であっても、衛星放送用のアンテナを自己で備える形態による場合と同様、「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」と取り扱われ

ている。

- こうした受信者までも「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」として衛星契約の締結を義務付けるべきかどうか検討が必要である。

(3) 受信料体系についての検討

- ◎ (1) ①及び②に例示した受信者は、住環境の変化、CATVシステムの高度化などの外部環境の変化によって、受動的かつ自動的に「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」という受信規約上の契約者種別に分類されたものであり、このような場合にまで衛星付加受信料を新たに課すことは不相当との主張は、一定の合理性を持つのではないか。
- ◎ したがって、NHKにおいては、住環境の変化やCATVシステムの高度化などの外部環境の変化によって、受動的かつ自動的に受信規約上の「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」に該当した者について、衛星契約ではなく、地上契約を締結することとなるよう受信規約の改正、運用方法の変更など適切な措置を考えるべきではないか。
- ◎ ただし、こうした措置を講ずる場合、受信料は視聴の有無に関わらず国民が公共放送たるNHKの業務の維持運営のための経費を負担するものであるため、この原則が維持されるよう、フリーライダーの防止など実効性が十分に確保される実務上の工夫が必要ではないか。
- ◎ 実務上の工夫については、今後、受信料契約事務の実務を担っているNHKにおいて検討されるべきものと考えられるが、例えば、上記の基準については、
 - ① 衛星放送を受信するための受信設備でないことの確認書及びアンテナ端子と受信機側の接続端子の接続状況を撮影した写真
 - ② 転居時期と外部環境の変化の発生時期との先後関係を証明する書類として、住民票の写し及び受信機の購入・譲渡等の時期を証明する書類の提出を求めることなどにより、客観性、実効性を確保することが考えられるのではないか。
- ◎ また、このような手続において、不正な手段により衛星契約の締結及び衛星契約に係る受信料の支払義務を免除する義務を免れた者については、受信契約者の義務違反を定めた受信規約第12条を厳格に運用し、割増金の請求を行うなど実効性確保のための更なる措置をとることも検討すべきではないか。
- ◎ 上記措置により、衛星契約ではなく地上契約を締結することとなる者には手続のための一定の負担(確認書や写真の提出等)を課すこととなるが、この措置は、こうした者への配慮を行うためのものであり、フリーライダーの防止等の観点から、一定の負担はやむを得ないのではないか。